

## ふるさと北海道1,000万本植樹計画

### 2019年度 ふるさと北海道1,000万本植樹計画(北海道応援基金) 自治体用 募集要項

#### ◆ 自治体用募集要項

##### 1. 助成対象事業

治山治水や漁業資源の確保、環境への取り組みとしての植林や造林事業、災害復興植樹事業。  
市町村が管理運営している公共施設(公園など)への植樹や、街路樹などの整備事業。

##### 2. 助成対象

樹木(苗木)代と支柱代。  
※ 草花、労務費や肥料代は対象外となります。

##### 助成条件

ニトリザクラ(別紙参照)を必ず5本以上植樹すること。  
ただし、造林事業など国や道からの指定品種がある場合はその限りではございません。  
※ニトリザクラは生産本数に限りがあり、ご希望の本数及びサイズの苗木が揃わない場合は調整させていただきます。また、こちらから本数を増やすお願いをすることもあります。  
助成決定後は「ニトリ北海道応援基金」の表記を植樹地への看板(標柱)や広報誌、植樹祭募集チラシ等へ必ずお願いします。

##### 3. 助成金額

総額1億円を予定。  
1事業への助成上限額は**100万円**で、1市町村への助成は3事業まで。  
※応募状況にて助成金の振り分けを行いますので、助成希望額からの減額の可能性もあります。

##### 4. 助成事業の対象期間

2019年4月1日から2020年3月31日

##### 5. 応募方法

2018年11月30日必着で

応募書類を、E-Mailか郵送にてお送りください。

① 郵送の時 同封の申請書等に必要事項を記入の上郵送。  
〒001-0907 札幌市北区新琴似7条1丁目2-39  
株ニトリホールディングス内 ニトリ北海道応援基金事務局 宛

② E-Mailの時 E-Mail申込用の資料請求を下記「6」の要領にて実施。  
エクセル(exl)形式のファイルに必要事項を入力し、  
E-Mailに添付して、keiji\_kakizaki@nitori.jp へ送信してください。

※E-Mailでの申し込みはPDFで1つのデータにまとめてください。  
提出書類が大容量の場合は郵送でお願いします。

##### 6. 資料請求

E-MailまたはFAXでご請求いただけます。  
「応募書類」希望とし、ご住所・お名前(団体名)・電話番号をご記入の上  
E-Mail [keiji\\_kakizaki@nitori.jp](mailto:keiji_kakizaki@nitori.jp)

でお申し込みください。

##### 7. 応募期限

2018年11月30日(郵送の時は着日)

## 8. 提出書類

### (1) 申請書類提出チェックリスト

提出時に□にチェックを入れて提出漏れの無いようにしてください。

### (2) 助成申請書

助成対象の苗木代及び支柱代は、建設物価もしくは積算物価より算出してください。

山林苗木については、「北海道山林種苗協働組合」の単価で算出してください。

ニトリザクラについては注文書に記載されている「グリーンワールド」へお問い合わせください。

### (3) 助成申請書別表

植樹の本数、樹種、樹木の大きさ、面積等

### (4) 2019年の植樹場所の地図

### (5) 設計書及び工事費内訳書(金額がわかるものなら他の書類でも可)

### (6) 事業内容に関する企画書や補足資料

## 9. 審査方法

(1) 株式会社ニトリ及び公益財団法人似鳥文化財団に、選定委員会を設置します。

(2) 選定委員会は、各分野における有識者やアドバイザーなどにより構成されます。

(3) 事務局では、申請された事業が助成基準を満たしているかを審査し、対象事業に関して選定委員会へ提出します。

※ 事業内容について、応募者に対しヒヤリングを行う場合もあります。

(4) 選定委員会で、申請内容およびヒヤリング等を踏まえて議論を行い、ひとつひとつの候補について可否および助成額を決定します。

## 10. スケジュール

(1) 応募締め切り	2018年11月30日
(2) 事務局での書面審査	～12月初旬
(3) 選定委員会で、助成事業・助成額の決定	～12月中旬
(4) 応募者への合否連絡	～12月下旬
(5) 助成活動開始	2019年4月
(6) 現地調査・実績報告	～2020年3月31日までに終了
(7) 助成金交付	実績報告提出後の翌月20日

※ 応募状況により、スケジュールが変更となる場合があります。

## 11. 助成対象活動の視察、および助成金の使途確認について

(1) 事務局では、助成対象事業の実施状況を現地で視察します。

(2) 活動完了後に、「助成活動実績報告書」および領収証など、助成金の使途が証明できる資料を提出していただきます。

(3) その際、領収証がなかったり支出の証明ができない経費については、該当金額を活動費総額から差し引くこととします。